## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	産業振興部 (指定管理者:公益財団法人いわき市教育文化事業団)
監査の種類	平成28年度 公の施設の指定管理者監査 (28監第53号 平成29年1月27日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年12月19日

## 意見又は要望とする事項

いわき市勿来勤労青少年ホームについては、 平成27年度から、公益財団法人いわき市教育文 化事業団を指定管理者としており、いわきの歴 史講座やワード・エクセル講座など、利用者の ニーズに合ったより幅広い内容の講座を実施 するなど、サービスの向上を図っている。

その一方で、当該施設は、「勤労青少年福祉 法」により勤労青少年の福祉に関する事業を総 合的に行う施設として設置された経緯がある ものの、平成27年度の利用者のうち、35歳以上 の利用者が11,627人(全体の73.8%)となって おり、34歳以下の利用者が少なく、実態として は地域住民のための施設として公民館に近い 使われ方がされている。

また、「勤労青少年福祉法」から「若者雇用 促進法」への抜本改正(平成27年10月1日施行) において、法の目的が、勤労青少年の福祉の増 進から青少年の雇用の促進及び能力を有効に 発揮できる環境の整備となり、勤労青少年ホー ムの設置規定も削除されたところである。

以上のことから、「いわき市公共施設等総合管理計画」の策定や市の労働施策の今後の展開、さらに、近隣に集会所が存在すること等も踏まえ、将来的な施設のあり方を検討する必要があるものと考える。

(商業労政課)

## 措置した内容

公共施設等総合管理計画に基づき、庁内の関係課等による会議を経て、施設のあり方を検討してきた結果、生涯学習施設(公民館)として位置づけることとしました。

(平成30年9月14日市長決裁)

なお、平成30年11月市議会定例会に関連条例 の改正案を提出し、可決されました。

「議案第6号 いわき市公民館条例の改正について」